

# 「国連海洋科学の10年」と国際法 – 「きれいな海」の実現に向けて –

瀬田真（アジア太平洋研究科）



# 国際法の視点から見る 「国連海洋科学の10年」

坂元茂樹

1982年、国連は、1973年から1982年にかけて開催された第3次国連海洋法会議において「海の憲法」と称される国連海洋法条約（以下、

議においては、条約の実質規定がその役割を果たしているため、定義規定は不要であるとのコンセンサスがあったとされる。わずかに、同条

# 国際法（とりわけ海洋法）と科学の関係

## ▶ 科学に対する国際法の主たる役割

1. 研究活動の基盤を提供
2. 科学の利用を規定
3. 科学に関する能力構築・技術移転（科学技術の均霑化）

研究活動を促進・許容する国際法規則



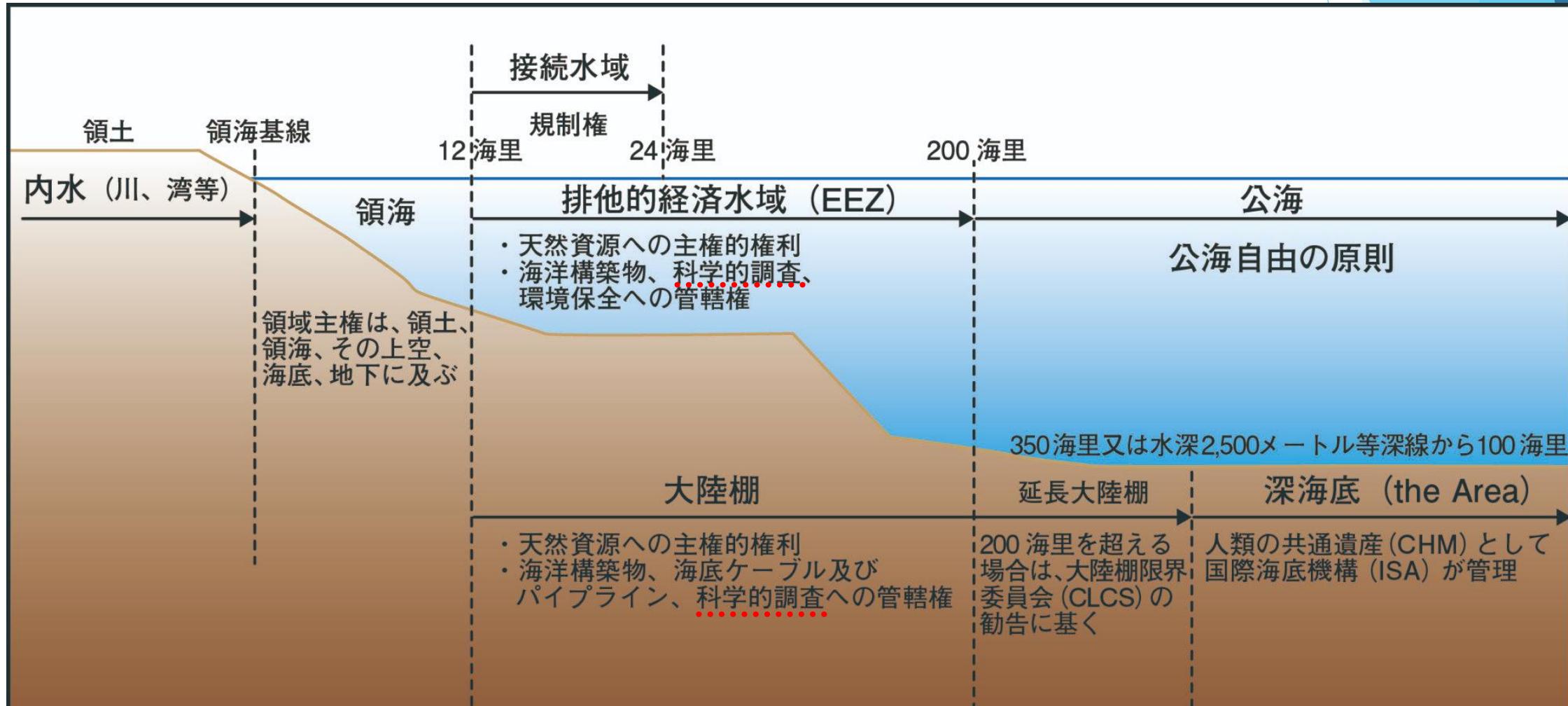
研究活動



科学の利用を様々な形・文脈で規定

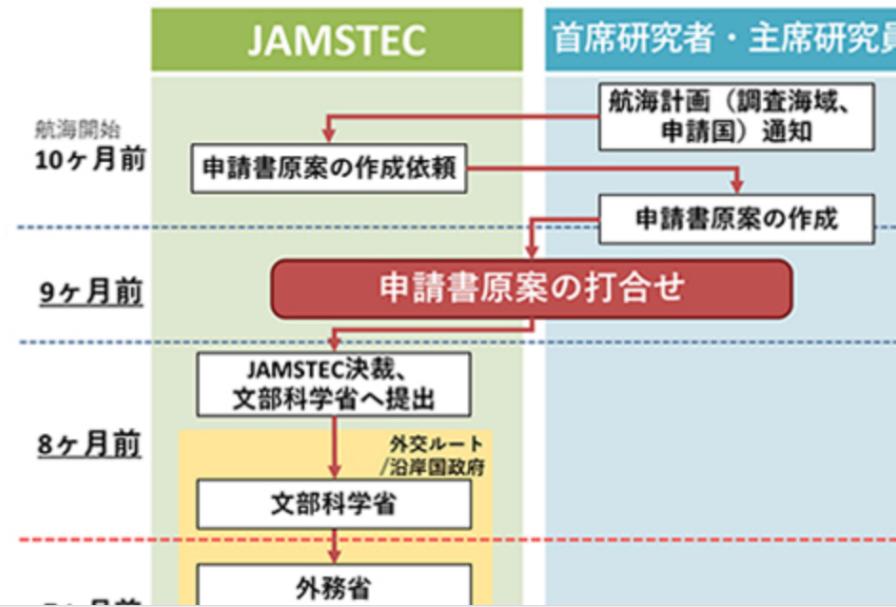
# 研究活動の基盤提供(1)

## ▶ 海洋法条約第13部 海洋の科学的調査 (MSR)



## 2. 申請からクリアランス発給までの流れ

JAMSTECでは、条約で求められている6か月前までに沿岸国政府へ申請書を提出するため、各組織内での決裁・調整の時間を考慮し、出港日の9か月前を目処に首席・主席研究者と申請書原案の打合せを実施し、8か月前までに文部科学省へ申請書及び乗船者の暫定版名簿を提出しています（乗船研究者の最終版名簿は3か月前までに提出）。



<https://www.jamstec.go.jp/mare3/j/boarding/msr/>

## 研究活動の基盤提供(2)

### ▶ 規制の中での科学的例外

(e.g.)ロンドン条約体制

- 原則として「投棄」を禁止
- 例外として「科学的及び技術的研究」を第14条に  
で規定
- 海洋地球工学に関する2013年議定書では、「正当  
な科学的調査」の場合にのみ海洋肥沃化を行うこ  
とが可能（附屬書IV）。

# 科学の利用を規定

- ▶ BBNJ協定における「best available science（利用可能な最善の科学）」
  - 原則及びアプローチの一つとして、利用可能な最善の科学の利用を規定（第7条(i)）
  - 区域型管理手法（ABMT）の提案は利用可能な最善の科学に基づいて作成されなければならない（19条3項）。
  - 環境影響評価（EIA）の各手続き（スコーピング等）で、利用可能な最善の科学の利用が規定（31条）

# ありがとうございました

m.seta@waseda.jp

